11　支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

(一)　公開会社における募集株式の割当て等の特則

(1)　公開会社は、募集株式の引受人について、イに掲げる数のロに掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、払込期日等の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下(一)において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのイに掲げる数等を通知しなければならないこととした。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合等は、この限りでないこととした。（第二〇六条の二第一項関係）

イ　当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

ロ　当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

(2)　(1)による通知は、公告をもってこれに代えることができることとするとともに、株式会社が(1)の事項について払込期日等の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがない場合には、当該通知は、することを要しないこととした。（第二〇六条の二第二項及び第三項関係）

(3)　総株主の議決権の一〇分の一以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、払込期日等の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て等の承認を受けなければならないこととした。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでないこととした。（第二〇六条の二第四項及び第五項関係）

(二)　公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則

(1)　公開会社は、募集新株予約権の引受人について、イに掲げる数のロに掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下(1)において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についてのイに掲げる数等を通知しなければならないこととした。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合等は、この限りでないこととした。（第二四四条の二第一項関係）

イ　当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

ロ　イの場合における最も多い総株主の議決権の数

(2)　(1)イの「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権が株式を対価とする取得条項付新株予約権である場合における当該株式等をいうこととした。（第二四四条の二第二項関係）

(3)　(1)の場合についても、(一)(2)及び(3)と同様の規定を設けることとした。（第二四四条の二第三項～第六項関係）

12　仮装払込みによる募集株式の発行等

(一)　出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任

募集株式の引受人は、出資の履行を仮装した場合には、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払等をする義務を負うこととするとともに、当該義務は、総株主の同意がなければ、免除することができないこととした。（第二一三条の二関係）

(二)　出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任

募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役等は、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払等をする義務を負うこととした。ただし、当該取締役等（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないこととした。（第二一三条の三関係）

(三)　出資の履行を仮装した募集株式の引受人による株主の権利の行使

(1)　募集株式の引受人は、出資の履行を仮装した場合には、(一)又は(二)の支払等がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができないこととした。（第二〇九条第二項関係）

(2)　(1)の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができることとした。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでないこととした。（第二〇九条第三項関係）

(四)　設立時発行株式についての出資の履行等が仮装された場合の規律

発起人が設立時発行株式についての払込み等を仮装した場合、設立時募集株式の引受人が払込みを仮装した場合及び新株予約権について払込み等が仮装された場合についても、(一)から(三)までと同様の規定を設けることとした。（第五二条の二、第五五条、第一〇二条第三項及び第四項、第一〇二条の二、第一〇三条第二項及び第三項、第二八二条第二項及び第三項、第二八六条の二並びに第二八六条の三関係）

13　新株予約権無償割当てに関する割当通知

株式会社が株主に対して割り当てた新株予約権の内容及び数等についての当該株主等に対する通知は、効力発生日後遅滞なくしなければならないこととし、当該新株予約権を行使することができる期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、当該期間は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなすこととした。（第二七九条関係）

14　社外取締役を置いていない場合の理由の開示

事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であってその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないこととした。（第三二七条の二関係）

15　会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定

株主総会に提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容は、監査役又は監査役会が決定することとした。（第三四条関係）

16　企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

取締役又は取締役会は、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定を各取締役に委任することができないこととした。（第三四八条第三項第四号、第三六二条第四項第六号及び第四一六条第一項第一号ホ関係）

17　取締役及び監査役の責任の一部免除

(一)　代表取締役以外の取締役の最低責任限度額について、業務執行取締役等であるかどうかで区別することとした。（第四二五条第一項関係）

(二)　取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役は、社外取締役又は社外監査役でないものであっても、責任限定契約を締結することができることとした。（第四二七条第一項関係）

(三)　第九一一条第三項第二五号及び第二六号を削ることとする等登記事項について所要の整備をすることとした。（第九一一条第三項第二四号～第二六号関係）

18　親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、その子会社の株式等の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当するときは、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないこととした。（第四六七条第一項関係）

(一)　当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の五分の一を超えるとき。

(二)　当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

19　会社分割等における債権者の保護

(一)　分割会社に知れていない債権者の保護

会社分割に異議を述べることができる吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社」という。）の債権者であって、各別の催告を受けなかったもの（分割会社が官報公告に加え日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によ